



The
Building
Center
of
Japan

HR住-602-13
平成12年 7月19日制定
平成13年 3月16日改訂
平成14年 5月16日改訂
平成18年 3月 1日改訂
平成23年 4月 1日改訂
平成23年11月 2日改訂

低層住宅の住宅型式性能認定申請要領 (構造の安定に関すること)



一般財団法人**日本建築センター**
The Building Center of Japan

評定部 住宅課

目 次

1. 申請の対象	1
2. 申請の分類等	1
3. 申請に必要な図書等	6
4. 申請から認定までの標準的な事務手続きフロー	7

1. 申請の対象

本要領は、地階を除く階数が3以下の住宅（以下「低層住宅」という）のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、「品確法」という。）第31条第1項の規定に基づく「住宅型式性能認定（構造の安定に関すること）」を申請する案件に適用します。

1.1 申請の範囲

低層住宅の一戸建ての住宅及び共同住宅等に係る構造の安定に関すること

1.2 住宅型式性能認定の対象

(1) 平成12年建設省告示第1655号における住宅型式性能認定の対象

□ 第一号 住宅<日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)の別表の(い)項に掲げる表示すべき事項の一について、その性能が定まるもの>

□ 第二号 住宅の部分<前号に該当しないもの>

(「住宅の部分」の対象)

1) 基礎を除く地上部分の構造躯体

2) 地下階を除く地上部分の構造躯体

(2) 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）における住宅型式性能認定の対象の区分（別表<抜粋編集>）

(い)表示すべき事項	(は)表示の方法	備考
1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	等級3、等級2、等級1	
1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	等級3、等級2、等級1	
1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	等級2、等級1	
1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	等級2、等級1	建築基準法施行令第86条第2項に規定する多雪区域に適用
1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤の許容応力度又は杭の許容支持力及び地盤調査の方法その他それらの設定の根拠となった方法を明示する	当面の間、申請対象外
1-7 基礎の構造方法及び形式等	直接基礎にあつては基礎の構造方法及び形式を、杭基礎にあつては杭種、杭径及び杭長を明示する	当面の間、申請対象外

1.3 審査対象委員会

木質系低層住宅 : 木質系住宅構造審査委員会

鉄鋼系低層住宅 : 鉄鋼系住宅構造審査委員会

コンクリート系低層住宅 : コンクリート系住宅構造審査委員会

2. 申請の分類等

2.1 型式のタイプ

型式のタイプは、適用範囲を限定した「住宅」又は「住宅の部分」における認定書別添若しくは「限定プランの住宅」における認定書別添とします。

適用範囲を限定した「住宅」又は「住宅の部分」における設計仕様とは、モジュールが設定されており、主要構造部の仕様、寸法、それらの接合方法及び配置ルールが確定

しており、かつ、平面計画、立面計画及び耐力壁の配置ルール等が確定しているものとし、限定プランの住宅における設計仕様とは、主要構造部の仕様及び配置が確定しているものとし、

2.2 申請する住宅型式性能認定の分類

申請する住宅型式性能認定の分類は、平成12年建設省告示第1655号における住宅型式性能認定の対象毎（「住宅」又は「住宅の部分」）に分類を行ってください。例えば、「住宅」と「住宅の部分：基礎を除く地上部分の構造躯体」を申請する場合は、別の住宅型式性能認定申請となります。

2.3 申請する性能項目及び等級の組合せ

申請する性能項目及び等級の組合せは、申請者が自由に決めることができます。申請にあたっては申請する性能項目及び等級の組合せ等を明確にしてください。

(例1) 性能項目及び等級の組合せ

耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）：等級3

耐震等級（構造躯体の損傷防止）：等級3

耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）：等級2

耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）：等級2

(例2) 性能項目及び等級の組合せ

耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）：等級2

耐震等級（構造躯体の損傷防止）：等級2

耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）：等級2

2.4 型式の分類

邸別の住宅性能評価申請時において、建設地の設計条件により型式が決まり、その型式毎に認定番号が付されている必要があるため、以下のとおり型式の分類をしていただきます。

2.4.1 適用範囲及び適用条件を限定した住宅

(1) 型式は、構造種別、構造形式及び基本モジュールにより分類してください。

また、申請にあたっては、構造種別、構造形式及び基本モジュール毎に提出図書等を作成してください。

① 構造種別による分類

(例) 木質系

鉄鋼系

コンクリート系

② 構造形式による分類

(例) ラーメン構造

軸組構造（ブレース構造含む）

壁式構造（パネル構造含む）

ユニット構造

③ 基本モジュールによる分類

(例) 910mm

1,000mm

(2) (1)に加え、階数及び適用条件等の組合せによる必要壁耐力表等の種類により、型式を区分してください。

階数及び適用条件等による区分は以下の方法によることとし、申請者が選択することができます。また、階数及び適用条件等の組合せは自由ですが、組合せが1型式となり、1つの認定番号が付されます。

① 階数による区分

(例) 平 家

2階建て (小屋裏利用2階建てを含む)

→2階建てと小屋裏利用2階建て

3階建て (小屋裏利用3階建てを含む)

分けることも可

②地震地域係数 (Z) による区分

(例) 1.0

0.9

0.8

③速度圧 (基準風速 (Vo) 及び地表面粗度区分の組合せ) による区分

(例) 32m/s (Ⅱ)

38m/s (Ⅲ)

④積雪荷重 (垂直積雪量及び積雪の単位荷重の組合せ) による区分

(例) 100cm (20N/cm/m²)

100cm (30N/cm/m²)

150cm (30N/cm/m²)

(注意) 他の適用条件等として、「地盤の長期地耐力」や「たる木等のスパン表に用いる垂直積雪量」等が考えられますが、必要壁耐力表等に影響しない適用条件等については、必ずしも型式の区分を求めてはおりません。ただし、「HR住-607 住宅型式性能認定用提出図書作成要領 (構造の安定に関すること)」の「2.型式の内容」において、適用条件等毎の設計内容を明確に区分する必要があります。

(3) 申請型式の型式数 (階数及び適用条件等の組合せによる必要壁耐力表等の種類の数)

(例)

組合せの番号	階数	・地震地域係数	・速度圧	・積雪荷重
0 1	平家	・ 1.0	・ 38 (Ⅲ)	・ 100(30)
0 2	2階	・ 1.0	・ 38 (Ⅲ)	・ 100(30)
0 3	2階	・ 1.0	・ 32 (Ⅲ)	・ 200(30)
0 4	3階	・ 1.0	・ 38 (Ⅲ)	・ 100(30)
0 5	3階	・ 1.0	・ 32 (Ⅲ)	・ 200(30)

※適用条件等の組合せを識別する組合せの番号は、任意の算用数字2桁にて識別してください。当該番号が下記の「2.5認定番号の付番方法について」に示す認定番号の⑦の箇所に付されます。

(4) その他

住宅型式性能認定においては、2.4.1(2)に示す適用条件等の区分毎に小屋組のスパン表及び基礎断面リスト等を設定してください。小屋組のスパン表及び基礎断面リスト等による住宅型式性能認定の型式の区分は行いません。(ただし、「住宅の部分：基礎を除く地上部分の構造躯体」の場合は基礎断面リストは不要です。)

(注意) 1) 申請した適用条件等以外の区域に建設する場合、安全側の条件の型式とすることができます。

例えば、地盤の長期地耐力70kN/m²の区域に建設する場合、地盤の長期地耐力50kN/m²の住宅性能評価を選択することができます。

2) 「住宅の部分：基礎を除く地上部分の構造躯体」の場合は、基礎断面リスト等が不要となりますが、邸別の住宅性能評価申請時の提出図書に地上部分の構造躯体からの基礎へ伝達される応力等を明示していただくこととなります。この場合、基礎の構造計算及び構造設計は、邸別の住宅性能評価申請時の確認となります。

2.4.2 限定プランの住宅

(1) 型式は、構造種別及び構造形式により分類してください。

また、申請にあたっては、構造種別及び構造形式毎に提出図書等を作成してください。

① 構造種別による分類

(例) 木質系
鉄鋼系
コンクリート系

② 構造形式による分類

(例) ラーメン構造
軸組構造 (ブレース構造含む)
壁式構造 (パネル構造含む)
ユニット構造

(2) (1)に加え、平面・立面形状及び適用条件等の組合せにより、型式を区分してください。平面・立面形状及び適用条件等による区分は以下の方法によることとし、申請者が選択することができます。また、平面・立面形状及び適用条件等の組合せは自由ですが、組合せが1型式となり、1つの認定番号が付されます。

① 平面・立面形状による区分

(例) Aプラン (平家)
Bプラン (2階建て)
Cプラン (3階建て)

② 地震地域係数 (Z) による区分

(例) 1.0
0.8
0.7

③ 速度圧 (基準風速 (V₀) 及び地表面粗度区分の組合せ) による区分

(例) 32m/s (Ⅱ)
34m/s (Ⅲ)
46m/s (Ⅳ)

④ 積雪荷重 (垂直積雪量及び積雪の単位荷重の組合せ) による区分

(例) 100cm (20N/cm²)
100cm (30N/cm²)
150cm (30N/cm²)
200cm (30N/cm²)

(3) 申請型式の型式数 (平面・立面形状及び適用条件等の組合せの数)

(例)

組合せの番号	階数	・地震地域係数	・速度圧	・積雪荷重
0 1	平家	・ 1.0	・ 38 (Ⅲ)	・ 100(30)
0 2	2階	・ 1.0	・ 38 (Ⅲ)	・ 100(30)
0 3	2階	・ 1.0	・ 32 (Ⅲ)	・ 200(30)
0 4	3階	・ 1.0	・ 38 (Ⅲ)	・ 100(30)
0 5	3階	・ 1.0	・ 32 (Ⅲ)	・ 200(30)

※適用条件等の組合せを識別する組合せの番号は、任意の算用数字2桁にて識別してください。当該番号が下記の「2.5認定番号の付番方法について」に示す認定番号の⑦の箇所に付されます。

2.5 認定番号の付番方法について

住宅型式性能認定の認定番号は、表示すべき事項及び方法、構造種別、適用条件等による必要壁耐力表等の種類により付されます。

■認定番号（例）

T 0 1 0 3 0 2 A b 0 0 1 0 0 0 1
① ② ③ ④⑤ ⑥ ⑦

①（い）表示すべき事項

- 0 1 0 : 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）
- 0 2 0 : 耐震等級（構造躯体の損傷防止）
- 0 3 0 : 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）
- 0 4 0 : 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）
- 0 5 0 : 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
- 0 6 0 : 基礎の構造方法及び形式等

②（は）表示の方法

- 3 : 等級3
- 2 : 等級2
- 1 : 等級1
- 0 : 0 5 0、0 6 0の場合（等級区分がないもの）

③機関番号

- 0 2 : （財）日本建築センター

④平成12年建設省告示第1655号の規定に基づく区分

- A : 第一号 住宅
- B : 第二号 住宅の部分

⑤構造種別

- a : 木質系住宅
- b : 鉄鋼系住宅
- c : コンクリート系住宅
- d : その他の住宅

⑥申請住宅を識別する番号（全5桁）

- ・最初の3桁：性能項目及び等級の組合せ、構造種別、構造形式、基本モジュール毎に識別する番号
- ・最後の2桁：既に住宅型式性能認定を取得したものについて、申請内容の追加、変更を行った場合の履歴を識別する番号
（ただし、申請は新規となります。）

⑦適用条件等の組合せを識別する番号（2.4.1(3)及び2.4.2(3)参照）

- （例）0 1 : 平家・1.0・38（Ⅲ）・100(20)
 - 0 2 : 2階・1.0・38（Ⅲ）・100(20)
 - 0 3 : 2階・1.0・32（Ⅲ）・200(20)
 - 0 4 : 3階・1.0・38（Ⅲ）・100(30)
 - 0 5 : 3階・1.0・32（Ⅲ）・200(30)
- } 等の組合せ

3. 申請に必要な図書等

申請に必要な提出図書等の内容、提出部数及び提出期日は下表のとおりです。事前に、担当職員にご連絡の上、郵送していただいても結構です。

提出図書等	提出図書等の内容	提出部数	提出期日
①住宅型式性能認定申請書	<ul style="list-style-type: none"> 住宅型式性能認定申請書（様式HF02-01）に必要事項を記入したもの 各型式毎に1枚 	1部	審査委員会受付の1週間前まで
②住宅型式性能認定用提出図書	<ul style="list-style-type: none"> 「HR住-607 住宅型式性能認定用提出図書作成要領（構造の安定に関すること）」を参照してください。 	1部	
③委員会受付用資料	<ul style="list-style-type: none"> ②提出図書の抜粋 事務局との打合せにより必要箇所を抜粋して作成してください。 	※	審査委員会受付の前日まで
④住宅型式性能認定用提出図書（部会用資料）	<ul style="list-style-type: none"> ②と同じもの 	3部	部会当日
⑤指摘事項回答書及び追加資料	<ul style="list-style-type: none"> 前回の指摘事項回答書（様式HF60-06） 	3部	
⑥委員会報告用資料	<ul style="list-style-type: none"> ②提出図書の抜粋 担当認定員の指示により必要箇所を抜粋して作成してください。 	※	審査委員会報告の前日まで
⑦住宅型式性能認定書の別添	<ul style="list-style-type: none"> ②提出図書の「2. 型式の内容」 審査委員会及び部会における指摘等により訂正されたもの 	1部	審査委員会報告の翌日以降
⑧図書最終版	<ul style="list-style-type: none"> 「HR住-607 住宅型式性能認定用提出図書作成要領（構造の安定に関すること）」の別紙1参照 指摘事項回答書も含む。 	2部	審査委員会報告後

※審査対象委員会で部数が異なりますので、担当職員までご確認ください。

4. 申請から認定までの標準的な事務手続きフロー

事前打合せ

1. 事前打合せ

申請にあたっては、申請内容及び提出図書等について、担当職員と事前に打合せを行ってください。特に以下の内容につきましては、十分に打合せを行ってください。

- ①申請時期及び認定予定日
- ②申請する等級及び等級の組合せ
- ③型式の分類及び料金
- ④住宅型式性能認定に必要な提出図書の項目

2. 提出図書の内容

提出図書の内容については、「HR住-607 住宅型式性能認定用提出図書作成要領（構造の安定に関すること）」を参照してください。

3. 申請における留意事項

申請に際しましては、本申請要領の他に以下の規程類を必ず良くお読みください。

- ①認定等業務のご案内（HR-501）
- ②認定等業務規程（HR-02）
- ③認定等業務約款（HR-506）
- ④料金一覧表（HR-511）

また住宅型式性能認定には、追加・変更等の手続きはございませんので、型式の内容の追加・変更等の場合も、改めて新規として申請していただくこととなります。

4. 問い合わせ先

本申請に関する問い合わせ先は下記のとおりです。

(財)日本建築センター評定部住宅課
〒101-8986 東京都千代田神田錦町1-9
東京天理ビル（2～4階）
TEL：03-5283-0467/FAX：03-5281-2823

5. 申請受付の締切

申請受付は、原則として毎月1回、各審査委員会開催の1週間前となっております。

申請受付の締切日が国民の祝日等にあたる場合には、担当職員にご相談ください。

申請受付締切日は、担当職員までお問い合わせいただくか、下記のホームページアドレスにアクセスしてください。

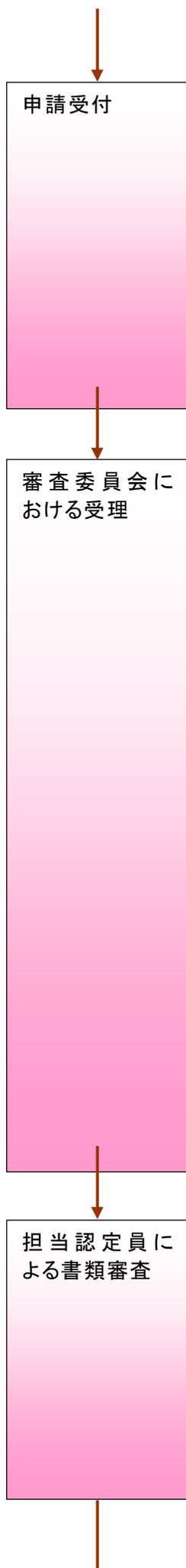
URL： <http://www.bci.or.jp/schedule.html>

申請受付

1. 申請受付

申請受付締切日の午後5時45分までに、以下の図書等を担当職員まで提出してください（事前打合せを行っている場合又は過去に類似型式の認定がある場合は、担当職員に連絡の上、郵送可）。

- ①住宅型式性能認定申請書（様式HF02-01）・・・ 1部
- ②住宅型式性能認定用提出図書（「HR住-607 住宅型式性能認定用提出図書作成要領（構造の安定に関すること）」参照）
・・・ 1部



担当職員は、認定等業務規程（HR-02）第8条に基づき申請書及び提出図書の内容について確認を行い、不備がないときは申請を受付けます。不備等を認めたときは、担当職員の指定する日までに補正していただいた後、再び確認を行います。

提出図書等の不備等について補正の余地がないと判断したときは、不受理通知書を発行し、申請書及び提出図書を返却します。

2. 審査委員会における受付ヒアリング

審査委員会において受付ヒアリングを実施させていただく場合があります。過去に類似型式の認定がある場合等は審査委員会と相談の上、担当職員が代わりに説明を行うことがあります。

受付ヒアリングの有無及び開催時間については、申請受付締切日の翌日にメール等にて申請者（連絡先）へご連絡します。

1. 審査委員会における受理

審査委員会において、受付ヒアリングを行う場合は、委員会受付用資料に基づき概要説明（説明：5分程度、質疑応答：15分程度）を行っていただきます。その際の指摘事項等は指摘事項回答書（様式HF60-06）に、記録してください。

受付ヒアリングを省略する場合は、担当職員が提出された図書に基づき、申請内容を審査委員会に諮ります。

審査委員会は、申請内容を聴取した上で受理の可否を判断し、受理することが承諾されたら担当認定員を決定し、部会を構成します。

2. 審査委員会受理の結果連絡

受理の可否、担当認定員、審査方法及び部会日程等は、審査委員会後にメール等にて申請者（連絡先）へご連絡します。

また、承諾書に代えて、住宅型式性能認定申請書に承諾印を押印したものの写しを申請者（連絡先）へお渡ししますので、提出図書に添付してください。

3. 認定料金の請求

申請の受理後、認定料金をご請求しますので、当財団が指定する支払期日までに所定の銀行へお振込みください。

認定料金が支払期日までに振込まれない場合、契約が解除される場合がございますので、ご注意ください。

4. 取下げ

申請者の都合により審査期間中に申請を取下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届（様式HF02-05）を担当職員に提出し、契約を解除することができます。ただし、この場合、認定料金は返還できませんので、ご了承ください。

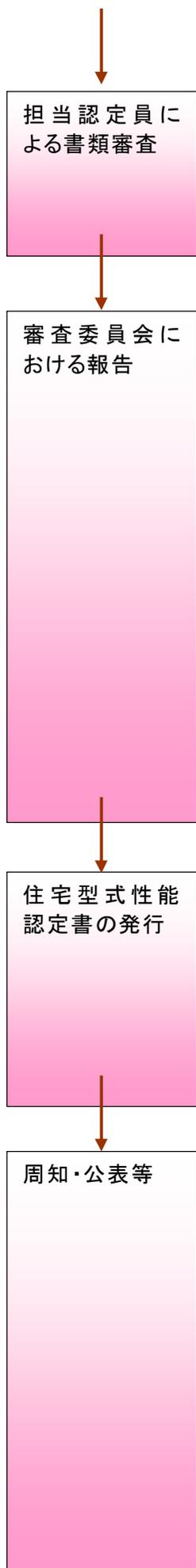
1. 審査方法

原則として2名の担当認定員により審査します。部会当日は、前回の指摘事項回答書（様式HF60-06）及び追加資料を各3部（担当認定員＋担当職員用）ご提出ください。

部会においては、提出図書に基づき詳細な説明を行っていただき、質疑応答が行われます。

2. 審査における留意事項

審査は、技術指導を行うものではありません。審査が長期間に及ぶ場合、契約が解除される場合がございますので、ご注意ください。



担当認定員による書類審査

- ① 正当な理由により審査期間を延期する場合、業務期日延期依頼書（様式HF60-07）を提出してください。
- ② 審査期間内（受付を承諾した日より6ヶ月）に審査が終了しない場合、住宅型式性能認定をしない旨の通知書（施行規則別記第39号様式（第41条関係））を発行し、審査を打ち切る場合がございます。

審査委員会における報告

1. 審査委員会における報告

部会等による審査が終了した後、審査委員会において最終的な審議を行い、適否を判断します。

審査委員会には、担当認定員より審査委員会報告用資料に基づき報告が行われます。委員会報告用資料は、担当認定員の指示により必要箇所を抜粋して作成してください。

2. 審査委員会報告の結果連絡

報告案件の承認の適否、認定番号、認定年月日及び以後の手続き等は、審査委員会後に審査終了通知書をメール等にて申請者（連絡先）へご連絡します。なお、審査が継続となった案件は、理由を添えて審査保留通知書をメール等にて申請者（連絡先）へご連絡します。

審査委員会において報告が了承されましたら、住宅型式性能認定書が作成されます。認定年月日は、原則として審査委員会において報告が了承された月の末日となります。

住宅型式性能認定書の作成にあたり、部会における指摘等により訂正された提出図書の「2. 型式の内容（HR住-607 住宅型式性能認定用提出図書作成要領（構造の安定に関すること）参照）」を担当職員へ提出してください。

住宅型式性能認定書の発行

1. 住宅型式性能認定書の発行

審査委員会及び部会における指摘等により訂正された提出図書を整備した図書最終版を2部作成し、担当職員にご提出ください。

図書最終版は担当職員による内容確認後、1部は確認印を押印しご返却します。1部は当財団において保管します。

原則として、上記の図書最終版の提出と引き換えに、住宅型式性能認定書（施行規則別記第38号様式（第41条関係））を発行します。

周知・公表等

1. 住宅型式性能認定の公示

品確法第31条第3項の規定に基づき、品確法施行規則第42条に規定される下記事項を公示します。

- ・ 住宅型式性能認定書の交付を受けた者の氏名又は名称及び住所
- ・ 認定を受けた型式に係る住宅又はその部分の種類
- ・ 認定を受けた型式に係る性能表示事項
- ・ 住宅に係る住宅型式性能認定にあつては、当該認定を受けた型式の性能
- ・ 認定番号
- ・ 認定年月日

2. ビルディングレター（(財)日本建築センター機関誌）への掲載

公示する事項を（財）日本建築センターが毎月編集発行する「ビルディングレター」に掲載します。